

一 毛皮付きのもののうち	毛製又は毛に他の繊維を交えたドレス、スーツ及びオーバーコート	四〇%
二 その他のものうち	綿製のドレス、スーツ及びオーバーコート（使用していないものに限る。） 毛製又は毛に他の繊維を交えたドレス、スーツ及びオーバーコート（使用していないものに限る。）	二二% 二二・五%
六二〇二のうち		
女子用又は乳幼児用の外とう、洋服、ブラウスその他の外衣類		
一 毛皮付きのもの及び貴金屬、これを張り、若しくはめつきた金屬、貴石、半貴石又は真珠を用いたものうち	毛製又は毛に他の繊維を交えたドレス、スーツ及びオーバーコート	四〇%
二 ししゅうしたもの、レース製のもの及びレースを用いたものうち	毛製又は毛に他の繊維を交えたドレス、スーツ及びオーバーコート（ししゅうしたものに限る。）	三〇%
綿製のドレス、スーツ及びオーバーコート（使用していないものに限るものとし、ししゅうしたものを除く。）		二一%
毛製又は毛に他の繊維を交えたドレス、スーツ及びオーバーコート（使用していないものに限るものとし、ししゅうしたものを除く。）		二二・五%
三 その他のものうち	綿製のドレス、スーツ及びオーバーコート（使用していないものに限る。）	二一%
毛製又は毛に他の繊維を交えたドレス、スーツ及びオーバーコート（使		

六二一のう	用してないものに限る。） 肩パッド、ポケット、スリーブプロテクター、よだれ掛け、ベルト、マフ、き 章、肩章その他の衣類部分品及び衣類附属品（織物類の製品に限るものとし、他 の号に掲げるものを除く。） 一 毛支付きのもの及び貴金属、これを張り、若しくはめつきた金属、貴 石、半貴石又は真珠を用いたもののうち 金（金の部分の価格が、全価格の八〇％に満たないものに限る。）、銀又 は白金族の金属を用いたもの はき物（本底が革製、コンポジションレザー製、ゴム製又は人造プラスチック製 のものに限るものとし、前号に掲げるものを除く。） 一のうち甲が革製のもの（本底が革製、ゴム製又はコンポジション製のものに 限るものとし、スリッパその他の室内用はき物を除く。） 二 その他のもの (一) 本底が革製のもののうち キャンパスシューズ 帽体 フェルト製の帽子 二 その他のもの	二二・五％
六五〇一のう		二七％
六五〇三のう		二五％
六七〇五のう	扇子、うちわ並びにこれらの骨及び柄（骨又は柄の部分品を含む。） 三 その他のもののうちフェノール樹脂以外の合成樹脂製のもの	三〇％

六八〇二のうち	石碑用又は建築用の石材（加工したものに限る。）及びその製品（モザイクキューブを含むものとし、前号又は第六九類に掲げるものを除く。）	一五%
六八一三のうち	一 大理石（みがいたものに限る。）及び大理石製品 石綿の板、ひも、織物、衣類その他の製品（補強してあるものを含むものとし、次号に掲げるものを除く。）並びに石綿を主成分とする混合物、石綿と炭酸マグネシウムとを主成分とする混合物及びこれらの製品	一五%
六八一四のうち	石綿製品（糸、ひも、なわ又は板の形状のものを除く。） ブレーキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に適する摩擦材料（石綿その他の鉱物材料又は繊維素を主成分とするもので、セグメント、ディスク、ワッシャー、帯、板、ロールその他これらに類する物品に限る。） 石綿製品（板状のもの及び自動車の部分品を除く。） 自動車の部分品	一五% 三〇% 一五%
六九〇二のうち	耐火れんが、耐火ブロックその他これらに類する建設用耐火製品（前号に掲げるもの及び耐火タイルを除く。）	一〇%
六九〇三のうち	レトルト、るつぼ、マッフルその他の耐火製品（ノズル、プラグ、サポート、管及び棒を含むものとし、他の号に掲げるものを除く。） 理化学用のもの	一五%
六九〇四のうち	陶磁製のれんが（床用ブロックその他これに類する物品を含む。） 耐酸れんが	一〇%
六九〇九のうち	理化学用又は工業用の陶磁製品及び農業用のおけ、かめその他これらに類する陶	

七〇一三のうち	磁製容器並びに通常輸送用又は包装用に供するつば、ジャーその他これらに類する陶磁器	一五%
七〇一五のうち	一のうち理化学用の陶磁製品 ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供するものに限るものとし、第七〇一〇号又は第七〇一九号に掲げるものを除く。） コップ類（貴金属をめつきた金属を用いたものを除く。） 室内装飾用品（貴金属をめつきた金属を用いたものを除く。） 時計用ガラスその他これに類するガラス（サンガラス用のものを含み、曲面のものに限るものとし、視力矯正レンズ用のものを除く。）及びこれらの製造に用いる球面ガラス（セグメントを含む。） めがね用のガラス	一〇% 一五%
七〇一七のうち	理化学用又は衛生用のガラス製品（目盛りを付してあるものを含む。）及びガラス製アンプル 一 石英ガラス製のもののうち 理化学用のガラス製品	一五% 一五%
七〇一八のうち	二 その他のもののうち理化学用のガラス製品 光学ガラス及び光学ガラス製の光学用品（光学的に研磨したものを除く。）並びに視力矯正めがね用レンズのブランク（ガラス製のものに限る。） 二 その他のもののうちめがね用のガラス	一五% 一五%

七〇一九のうち	ガラス製のキューブ及び小板（紙その他の物品を用いて裏張りしたものを含むものとし、モザイク用その他の装飾用のものに限る。）、ガラス製の眼（がん具用のものを含むものとし、人体用のものを除く。）並びにランプ加工の装飾用ガラス細工品（貴金属をめつきた金属を用いたものを除く。）	一五%
七〇二〇のうち	ガラス繊維（ガラスウールを含む。）、ガラス繊維の糸及び織物並びにこれらの製品	二〇%
七〇二一のうち	一 ガラス繊維織物のうち幅が三〇・四八センチメートルをこえるもの	一五%
七〇二二のうち	ガラス製品（他の号に掲げるもの及び石英ガラス製のものを除く。） 貴石及び半貴石（天然のものに限る。） 二 その他のもの	
七〇二三のうち	(一) 機械用又は工業用に形作つたもの ロのうちその他のもの（半貴石又はダイヤモンドのものを除く。） 貴石及び半貴石（合成又は再生のものに限る。） 一のうち機械用又は工業用に供するために形作つたもの（半貴石又はダイヤモンドのものを除く。）	五%
七一二のうち	身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製のもの、貴金属を張つた金属製のもの及び貴金属又はこれを張つた金属を用いたものに限る。） 銀製又は白金族の金属製のもの及び銀又は白金族の金属を用いたもの（時計用又はめがね用のくさりその他の身辺装飾用のくさりを除く。） 金を用いたもの（金の部分の価格が全価格の八〇％に満たないものに限るものとし、時計用又はめがね用のくさりその他の身辺装飾用のくさりを除く。）	四五% 五〇%

七一一三のうち

細工品及びその部分品（貴金属製のもの、貴金属を張った金属製のもの及び貴金属又はこれを張った金属を用いたものに限る。）

金を用いたもの（金の部分の価格が全価格の八〇％に満たないものに限るものとし、ナイフ、かみそり、はさみその他の刃物並びにスプーン、ほうき及びブラシを除く。）

銀製又は白金族の金属製のもの及び銀又は白金族の金属を用いたもの（ナイフ、かみそり、はさみその他の刃物並びにスプーン、ほうき及びブラシを除く。）

五〇％

七一一四のうち

貴金属製品、貴金属を張った金属の製品及び貴金属又はこれを張った金属を用いた製品（他の号に掲げるものを除く。）

二 その他のものうち

金を用いたもの（金の部分の価格が全価格の八〇％に満たないものに限る。）

五〇％

七一一五のうち

銀製又は白金族の金属製のもの及び銀又は白金族の金属を用いたもの
真珠製品、貴石製品、半貴石製品及び真珠、貴石又は半貴石を用いた製品

二 その他のものうち身辺用細貨類及びその部分品（貴石製又は半貴石製のもの及び貴石又は半貴石を用いたものに限る。）

四五％

七二〇五のうち

鉄鋼の粉及び海綿鉄鋼（ルッペ、ブリケットその他海綿鉄鋼に類する物品を含む。）

二 その他のものうち海綿鉄

一一・五％

七三一一のうち	形鋼（熱間圧延、鍛造、押出し、冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限る。）及び鋼矢板（あなをあけ、又は組み合わせた鋼矢板を含む。）	一五%
七三一二のうち	二 鋼矢板	一五%
七三二三のうち	鉄鋼の帯（熱間圧延又は冷間圧延をしたものに限る。） 一 クラッドのもの及びめつきしたもの (二) すずをめつきしたもののうち巻いてないもの 二 その他のもの	一五%
七三二四のうち	(二) その他のもののうち厚さが〇・九ミリメートル以下のもの 鉄鋼の板（熱間圧延又は冷間圧延をしたものに限る。） 一 クラッドのもの及びめつきしたもの (二) すずをめつきしたもののうち巻いてないもの 二 その他のもの	一五%
七三二五のうち	(一) のうち厚さが〇・九ミリメートル以下のもので巻いてないもの 鉄鋼の線（電気絶縁をしたものを除く。） 二 その他のもの	一五%
	合金鋼及び高炭素鋼（第七三〇六号から前号までに掲げる物品の形状のものに限る。） 二 高炭素鋼のうち 帯及び板（冷間圧延をしたものうち、巻いたもので炭素の含有量が全重量の〇・七五%以上のものに限る。）	一五%

七三二七	鑄鉄管	鋼線（金属をめつきしてないものに限るものとし、炭素の含有量が全重量の〇・七％以上で、りん及び硫黄の含有量がそれぞれ全重量の〇・〇三％以下のものを除く。）	一五％
七三一八のうち	鉄鋼の管（他の号に掲げるものを除く。）	二 その他のもののうち継ぎ目なし又は溶接のもので、金属をめつきしてないもの（外径が一六七ミリメートルをこえ、長さが五メートルをこえるケーシング及び外径が一〇ミリメートルをこえ、長さが五メートルをこえるアップセットドリルパイプを除く。）	一五％
七三一九のうち	水力発電用高圧導水鋼管（補強したものを含む。）	継ぎ目なし又は溶接のもので、金属をめつきしてないもの（合金鋼のものを除く。）	一五％
七三二〇のうち	鉄鋼製のジョイント、エルボーその他の管用継手		一五％
七三二一のうち	鑄鉄製又は可鍛鑄鉄製の管用継手		二〇％
七三二二のうち	鉄鋼製の家屋、橋、塔その他の構造物（完成してないもの、組み立ててないもの及び鉄鋼製の部分品を含む。）及び構造物用に加工した棒、板、管その他の建設材料		一〇％
	無水式ピストン型ガスホルダーの部分品		
	鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器（内張り又は熱絶縁をしたものを含む、内容積が三〇〇リットルをこえるものに限るものとし、機械装置又は加熱若		

七三二四のうち	鉄鋼製の圧縮ガス充てん用シリンダー	一〇%
七三二五のうち	鉄鋼製のより線、綱、組ひもその他これらに類する物品（電気絶縁をしたものを除く。）	一五%
七三二九のうち	ロープ（直径が七〇ミリメートル以上のものに限る。）	一五%
七三三一のうち	鉄鋼製のくさり（定尺又はエンドレスのもので機械用又は車両用のもの及び機械用のチェーンベルチングを除く。）	一五%
七三三五のうち	鉄鋼製のくぎ、かすがい、波形くぎ、犬くぎ、画びようその他これらに類する物品（銅以外の材料で製造した頭部を有するものを含む。）	一五%
七三四〇のうち	馬ていくぎ	三〇%
七四〇一のうち	鉄鋼製のばね（ばね板を含む。） 一 自動車用のシャシばね（ばね板を含む。） 鉄鋼製品（他の号に掲げるものを除く。） エンドレスコンベアベルト（巻いた未完成のコンベアベルトで両端にリベットあなを有するものを含む。） 銅のマット、塊及びくず並びにセメントカッパー及び自然銅	一五%
	二 塊 (一) 銅（合金を除く。）のもののうち ブリストル銅の棒	一〇%

七四〇三のうち	銅の棒、形材及び線 一 棒及び形材 (二) 黄銅又は青銅のもの	一五%
七四〇七のうち	銅の管及び中空棒	一五%
七四一一のうち	二 黄銅又は青銅のものうち金属をめつきしてないもの 銅製の網その他これに類する物品（エンドレスのものを含むものとし、線を用いて製造したものに限る。） 二 その他のものうち銅製、黄銅製又は青銅製のもの（織つたものに限るものとし、エンドレスのものを除く。）	一五%
七四一四のうち	銅製のくぎ、かすがい、画びようその他これらに類する物品（銅製の頭部を有する鉄鋼製のものを含む。） 一 貴金属をめつきしたもの	二〇%
七四一八のうち	銅製の台所用品、食卓用品その他通常家庭用に供する物品及び室内衛生用品並びにこれらの銅製部分品 一 貴金属をめつきしたもの	五〇%
七四一九のうち	銅製品（他の号に掲げるものを除く。） 一 貴金属をめつきしたもの 二 その他のものうち銅製のエンドレス帯（フィルム用又ははく用の製膜機に使用するものに限る。）	五〇%
七五〇六のうち	ニッケル製品（他の号に掲げるものを除く。）	一五%

八二〇二のうち	一 貴金属をめつきたもの のこぎり（機械式のを除く。）及びのこぎりのブレード（無歯式のを含まむ。） 一 ハックソーブレード（厚さが〇・六ミリメートル以上のものに限る。）のうち 金属切断用のもの（機械用のものを除く。） 二 機械のこぎりのブレード（ハックソーブレードを除く。）のうち サーキュラーソーブレード 三 その他のもののうち のこぎりのブレード 手のこぎり	一五〇% 一八% 一五% 一五% 一五%
八二〇三のうち	手工具（パイプカッター、やつとこ、ニッパー、ブライヤー及びやすりを除く。）	一五%
八二〇四のうち	手道具及び手工具（かなづち、ラッチェット、らせん錐、ダイストック、スクリユーブレード、コルクスクリユー及びダイヤモンドを用いた刃物を除く。）、トーチランプ、クランプ（機械用のものを除く。）、可搬式かじ炬並びに手回し式又は足踏み式の機構を有する研削砥石	一五%
八二〇五のうち	手工具用、動力駆動式手持工具用又は金属、石、木材その他硬質物の加工機械用の工具（伸線用ダイス、金属押出し用ダイス、さく岩用ビット及びねじ回し用ビットを含むものとし、プレス、型打ち、きりもみ、ねじ切り、中ぐり、ミリン	一五%

グ、切削、ドレッシングその他これらに類する工作を行なうもので、互換性を有するものに限る。）	
一 ドリル、ビット、リーマー及びスクリュータップのうち	二〇%
ねじれ錐	一八%
ビット	一八%
二 ミリングカッター及びギヤカッター	一八%
ミリングカッター	一五%
ギヤカッター	一五%
三 その他のもの	
(一) 超硬工具（第八二〇七号に掲げる物品を用いたものに限る。）及びダイヤモンド工具のうち	一五%
機械用刃工具（ダイヤモンドを用いたものを除く。）	一五%
(二) その他のものうち機械用刃工具	一五%
ナイフ（この歯状の刃を有するもの及び剪定ナイフを含み、刃を付けたものに限るものとし、第八二〇六号に掲げるものを除く。）	
二 その他のもの	
ナイフの刃（前号に掲げるナイフ用のものに限る。）	一八%
はさみ（フィンガーリングを有するものに限る。）及びその刃	一八%
刃物（ペーパーナイフその他これに類する物品を含むものとし、他の号に掲げるものを除く。）、マニキュア用具（つめやすりを含む。）及びマニキュアセット	一八%
八二〇九のうち	
八二一〇	
八二一一	
八二一二のうち	

八二二四のうち	二 その他のもののうち刃物（ペーパーナイフその他これに類する物品を除く。） スプーン、フォーク、バターナイフ、砂糖ばさみその他これらに類する食卓用具及び台所用具	一八%
八三〇二のうち	二 その他のもののうちテーブルフォーク及びスプーン 卑金属製の取付具（戸用自動閉止器を含むものとし、家具、戸、階段、窓、日よけ、馬具、トランクその他これらに類する物品に用いるものに限り。）及び帽子掛けその他これに類する支持具	二〇%
八三〇六のうち	二 その他のもののうち自動車（第八七〇九号又は第八七一一号に掲げるものを除く。）又はトレイラー（第八七〇一号又は第八七〇二号に掲げる自動車に用いるものに限り。）の部分品 卑金属製の小像、トロフィーその他の室内装飾品	三〇%
八三一〇のうち	一 貴金属をめつきたもの 卑金属製のビーズ及びスバングル	五〇%
八三一二のうち	一 貴金属をめつきたもの 卑金属製の額縁、鏡わくその他これらに類する縁及び鏡	五〇%
八三二三のうち	一 貴金属をめつきたもの 卑金属製の栓、ボットルキャップ、キャブシュール、シール、箱用のコーナープロテクターその他これらに類する物品 クラウンボットルキャップ	一五%

八三一五のうち	卑金屬製又は金屬炭化物製の棒、線、板、管、電極その他これらに類する物品 (卑金屬又は金屬炭化物のろう接、溶接又は融着に用いるもので、フラックスを被覆し、又はしんに充てんしたものに限る。) 並びに卑金屬粉を固めて製造した金屬吹付け用の棒及び線 鉄鋼製のような接棒(フラックスを用いたものに限る。)	一五%
八四〇一のうち	蒸氣發生ボイラー 二のうちボイラーの部分品(かん胴及び波形炉筒を除く。)	一五%
八四〇二のうち	過熱器、空氣予熱器、スートブローアその他蒸氣發生ボイラー用の附屬機器(エ コノマイザー及びフィードウォーターヒーターを除く。)	一五%
八四〇五のうち	蒸氣原動機 一 蒸氣タービン及びその部分品 (一) 蒸氣タービン イ 出力(クロスコンパウンド型のものにあつては、合計出力)が三六万 キロワットに満たないもの ロ その他のもの (二) 部分品	一五% 一五% 一五%
八四〇六のうち	内燃機關(ピストン式のものに限る。) 一 内燃機關 (一)のうち自動車(第八七〇九号及び第八七一一号に掲げるものを除く。)用 のもの	三〇%

八四〇七のうち ウォータータービンその他の水力機関（調速機を含む。） 一 ウォータータービン及びその部分品 (一) ウォータータービン (二) 部分品	八四〇八のうち 原動機（他の号に掲げるものを除く。） 一 原動機 (一) のうち航空機用の内燃機関 二 原動機の部分品 (一) 航空機用のもの	八四一〇のうち 液体ポンプ（計器付きのものを含む。）及びバケット式、チェーン式、スクリーパー式、バンド式その他これらに類する構造の液体エレベーター 一 液体ポンプ及びその部分品 (一) 液体ポンプ（(一)に掲げるものを除く。）のうち 鉄鋼製のタービンポンプ（重量が五、〇〇〇キログラム以下で吐出圧力が一〇〇気圧をこえるものに限る。） 鉄鋼製の回転式ポンプ（重量が五、〇〇〇キログラム以下のものに限る）
一五％ 一五％ 一五％ 一五％	一五％ 一五％ 一五％ 一五％	一五％ 一五％ 一五％ 一五％

八四一一のうち	るものとし、タービンポンプ、ロータリーピストンポンプ及びギヤポンプを除く。） ポンプ（気体用のものに限る。）、気体圧縮機（ガスタービン用のフリーピストン式圧縮機を含む。）及び送風機その他これに類する機械 二 気体圧縮機のうち重量が五、〇〇〇キログラム以下のもの エヤコンディショナー（動力駆動式のファン並びに空気の温度及び湿度を変化させる機構を自蔵するものに限る。） 二 その他のものうち電動機により作動するもの 炉（理化学用又は工業用のものに限るものとし、転炉及び電気炉を除く。） 理化学用の炉 自動食品ベークングマシン 冷蔵庫（冷凍機構を自蔵するものに限る。）、冷凍機及びその応用機械（電気式のものを含む。） 一 冷蔵庫のうち 電気冷蔵庫（容量が〇・一四一六立方メートル以上のものに限る。） ガス冷蔵庫 燈油冷蔵庫 二 冷凍機及びその応用機械 (一) 冷凍機のうち重量が一〇〇キログラムをこえるもの (二) その他のものうちアイスクリームフリーザー	一五%
八四一二のうち	一五%	一五%
八四一四のうち	一五%	一五%
八四一五のうち	一五%	一五%

八四一六のうち	つや出しロール機その他これに類するロール機（金属加工機械、金属圧延機及びガラス加工機械を除く。）及びこれらのロール革仕上げ機	一五%
八四一七のうち	鉄鋼製のロール（重量が一、〇〇〇キログラムをこえるものに限る。） 加熱、調理、ばい焼、蒸留、殺菌、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他温度変化による方法で材料を処理する機器（電気加熱式のもの及び理化学用のものを含むものとし、通常家庭用に供するものを除く。）及び電気加熱式でない湯わかし器 理化学用のもの その他のものうち 牛乳殺菌機 牛乳乾燥機 プレート型熱交換機 重合タンク	一五% 一五% 一五% 一五%
八四一八のうち	遠心分離機並びに液体用又は気体用のろ過機及び清浄機（ろ過用漏斗その他これに類する物品を除く。） 一 遠心分離機及びその部分品のうち 理化学用のもの その他のものうち クリーム分離機（コンカルディスクを有するものに限る。）	一五% 一五% 一五%
	二 その他のものうち	一五%

	理化学用のもの	一五%
	その他のものうち	
	電気式灌水型プレシビテーター	一五%
	ブラットフォーマー用の循環ガス洗浄塔	一五%
	石油精製の脱ろうフィルター	一五%
八四一九のうち	充てん用、封口用、封止用、キャプシュール取付け用又はラベルはり付け用の機械（びん、かん、箱、袋その他の容器に用いるものに限る。）その他の包装機械、飲料用炭酸ガス注入機、清浄用又は乾燥用の機械（びんその他の容器に用いるものに限る。）及びさら洗い機	
	一のうちオートマチックラッピングマシン	一五%
	二 その他のものうち	
	自動びん清浄機	一五%
	びん詰機	一五%
八四二一のうち	噴射用、散布用又は噴霧用の機器（手で操作するものを含むものとし、液体用又は粉末用のものに限る。）及び消火器（消火剤を充てんしてないものを含む。）並びにスプレーガン、蒸気又は砂の吹付機その他これらに類する機器	
	人力散粉機及びその部分品	一五%
	ニューマチックマシン	一五%
八四二二のうち	リフト、ホイスト、エレベーター、ウインチ、クレーン、ジャッキ、テルファ、コンベアその他これらに類する機械（次号に掲げるものを除く。）	
	一 クレーン、コンベア及びこれらの部分品のうち	

一五%

—
五
%

一五%

メカニカルシヨベル、コールカッター、エキスカベーター、スクレーパー、レベ

ち機

10%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

プラウ、ハロウ、カルチペーター、除草機、播種機、肥料散布機その他農業用、

園芸用又は林業用の機械（土壌整理用又は耕作のものに限る。）及び芝生用又

八四二五のうち	は運動場用のローラー 土壌整理用又は耕作用の農業機械及びその部分品（ハロウ及びカルチベーターを除く。） 収穫機、脱穀機、わら用又は乾草用のプレス、草刈機、種用、穀物用又は豆用の選別機及び卵その他の農産物の分類機（第八四二九号に掲げる製粉業に使用する機械を除く。） ニューマチックマシン 液圧プレス及びその部分品 プレス、破碎機その他の機械（ぶどう酒、りんご酒、果汁その他これらに類する果実を原料とする飲料の製造に使用するものに限る。） 液圧プレス及びその部分品	一五%
八四二七のうち	繊維素バルブ、紙又は板紙の製造機械（仕上機械を含む。） 一のうちストックメーカー及びバルブレファイナー 二 その他のもののうち 繊維素バルブ又は紙の製造機械（仕上機械を除く。） 連続式段ボール製造機	一五%
八四三一のうち	鉄鋼製のロール（重量が一、〇〇〇キログラムをこえるものに限る。） 製本機械（製本ミシンを含む。） 本とし機及び製本ミシン 印刷機（他の号に掲げるものを除く。）及びその補助機械 一 印刷機及びその部分品	一五%
八四三二のうち		一五%
八四三五のうち		一五%

八四三六のうち	自動二色刷り凸版毎葉印刷機（シリンドラーの一回転で二色刷りを行なうものに限る。） その他のもの	一二％
八四三七のうち	人造纖維用紡糸機、紡績準備機械、紡績機械、ねん糸機及び糸巻機 梳綿機 ⁺	一五％
八四三八のうち	織機、メリヤス機及びジンプヤーン、チュール、レース、ししゅう布、トリミング、組み又は網の製造機械並びにこれらの準備機械（横糸巻機を除く。） 二メリヤス機のうち フルファッション式くつ下編立機	一五％
八四四〇のうち	ドビー機、ジャカード機、シャットル交換機その他前号に掲げる機械の補助機械並びにスピンドル、スピンドルフライヤー、針布、コーム、ノズル、シャットル、ヘルド、ヘルドリフター、メリヤス針その他第八四三六号からこの号までに掲げる機械の専用の部分品及び附属品 二その他のもののうち 針布 梳綿機又はフルファッション式くつ下編立機の部分品	一五％ 一五％
	清浄用、乾燥用、漂白用、染色用、仕上げ用又は塗装用の機械（洗たく機及びびドライクリーニング機を含むものとし、繊維製品用のものに限る。）、織物類の折りたたみ用、巻取り用又は切断用の機械、リノリウムその他の床用敷物の製造機械（織物その他の材料にベーストを被覆するものに限る。）、印刷機（織物、革、壁	

紙、包装紙、リノリウムその他これらに類する材料に同一の模様、文字又は地色
を繰り返して印刷するものに限る。）並びにこれに使用するブロック、プレート
及びロールで彫刻又はエッチングをしたもの

一 清浄用、乾燥用、漂白用、染色用、仕上げ用又は塗装用の機械及びその部
分品

(二) その他のもののうち

糸仕上げ機

防収縮仕上げ機（織物類の給湿から幅出し並びにシェウ、メーンドラ
ム及びブランケット又はメーンドラム及びブランケットによる収縮ま
での工程を自動的に連続して行なうものに限る。）

織物用の連続式樹脂加工機

マーセライジングマシン

連続式精練漂白機

鉄鋼製のロール（重量が一、〇〇〇キログラムをこえるものに限る。）

二 その他のもののうち鉄鋼製のロール（重量が一、〇〇〇キログラムをこえ
るものに限る。）

八四四一のうち

ミシン及びミシン針

一 ミシン（その頭部を含む。）

(一) 通常家庭用に供するもののうち足踏み式のものの以外のもの
(二) その他のもの

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%
一五%

八四四二のうち	原皮、毛皮又は革のなめし準備機械、なめし機、仕上げ機及び加工機械（くつ製造機械を含むものとし、ミシンを除く。）	一五%
	革のなめし機及び仕上げ機	一五%
	短くつ製造機	一五%
八四四四のうち	金属圧延機及びそのロール	
	二 金属圧延機の部分品	
	(一)のうち鉄鋼製のロール（重量が一、〇〇〇キログラムをこえるものに限る。）	一五%
八四四五のうち	金属加工機械（金属炭化物物の加工機械を含むものとし、前号、第八四四九号又は第八四五〇号に掲げるものを除く。）	
	一 工作機械	
	(一) 旋盤	
	イ 普通旋盤（ベッド上の振りが一、〇〇〇ミリメートル以上のものに限る。）	二五%
	ロ 自動ならい旋盤（ベッド上の振りが六〇〇ミリメートルに満たないものに限る。）	二五%
	ハ 単軸自動旋盤（棒材用のものに限る。）	二五%
	ニ 立旋盤（テーブルの直径が二、〇〇〇ミリメートル以上のものに限る。）	二五%
	ホ その他のもの	
	多軸自動旋盤（六軸以下の棒材用のものを除く。）	一〇%

その他のもの

(二) ボール盤及び中ぐり盤

イ 横中ぐり盤（中ぐり主軸の直径が二〇〇ミリメートルに満たないものに限る。）

ハ その他のもののうち中ぐり盤（治具中ぐり盤を除く。）

(三) フライス盤

イ 万能工具フライス盤

ロ ならいフライス盤（形彫り盤を含み、フライス軸が二本以下のもののうち加工面積が一平方メートルに満たないものに限るものとし、ならい操作を手動式又はカニ式の機構により行なうものを除く。）

ハ プラノミラー（テーブルの幅が二、〇〇〇ミリメートル以下のものに限る。）

ニ その他のもの

ならいフライス盤（形彫り盤を含み、フライス軸が三本以上のもの及び加工面積が一・五平方メートル以上のものに限るものとし、ならい操作をカム式機構により行なうものを除く。）

その他のもの

(四) 研削盤

イ 内面研削盤（研削することができる内径が二〇〇ミリメートルに満たないものに限るものとし、センターレス式のものを除く。）

一五%

二五%

一五%

二五%

二五%

二五%

一〇%

一五%

二五%

ロ 平面研削盤（立型ロータリーテーブル式のもの及び研削することができる長さが二、〇〇〇ミリメートルに満たない長テーブル式のものに限る。）	二五%
ハ その他のもの 平面研削盤（研削することができる長さが三、〇〇〇ミリメートルをこえるものに限るものとし、ロータリーテーブル式のものを除く。）	一〇%
ねじ研削盤	一〇%
その他のもの	一五%
(イ) 歯切盤及び歯車仕上機械	
イ 単軸ホブ盤（立型のもので、テーブルの直径が七〇〇ミリメートル以上のものに限る。）	二五%
ロ その他のもののうち	
平歯車形削盤（ピニオン工具型のもので加工することができる直径が二〇〇ミリメートル以上のもの及びラック工具型のもので加工することができる直径が一、二〇〇ミリメートル以上のものに限る。）	一〇%
その他の歯切盤	一五%
平歯車研削盤	一〇%
二 その他のもの	
(一) ベンディングマシン	一五%
(二) のうち液圧プレス	一五%

八四四七のうち	(二) 剪断機のうち金属板用のもの 木材、コルク、骨、エボナイト、硬質人造プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械（第八四四九号に掲げるものを除く。） 木材加工機械（組立て用の機械及び液圧プレスを除く。） ワイヤーバウンドボックス製造機 液圧プレス	一五% 一五% 一五% 一五%
八四四八のうち	前三号に掲げる機械の専用の部分品及び附属品（加工物保持具、ダイヘッド、割出台その他これらに類する物品を含む。）並びに第八二〇四号、次号又は第八五〇五号に掲げる手工具又は手持工具に用いるツールホルダー 液圧プレス（金属加工用のものを除く。）の部分品 鉄鋼製のロール（重量が一、〇〇〇キログラムをこえるものに限る。） 手持工具（電気式でない原動機を自蔵するもの及びニューマチックツールに限る。）	一五% 一五% 一五%
八四四九のうち	一のうちニューマチックツール タイプライター（計算機権を有するものを除く。）及びチェックライター 一 タイプライター	一五% 一五%
八四五二のうち	計算機及び会計機、金銭登録機その他これらに類する計算機構を有する機械（電子計算機を含むものとし、次号に掲げるものを除く。） 一 電子計算機 (一)のうち計数型電子計算機本体	一五%

(二) その他のもののうち計算機本体

二 電動式計算機（一に掲げるものを除く。）

三 簿記会計機

四 金銭登録機

五 その他のもののうち手動式計算機

八四五三

せん孔機、検孔機、分類機、製表機、計算せん孔機（電子式のものにあつては、カードの読取り及びせん孔を行なう機構を自蔵するものに限る。）、照合機、翻訳機その他のせん孔カード式統計会計機械及びその補助機械（電子式計算せん孔機と電氣的に接続して作動するものを除く。）

八四五四のうち

謄写機、あて名印刷機、貨幣分類機、鉛筆削り機、あなあげ機、とじ込み機その他の事務用機器（他の号に掲げるものを除く。）

謄写機、あて名印刷機その他のこれらに類する印刷機、

事務用機器（ステープリングマシン、チェックバーホレーター、鉛筆削り機その他これらに類する機器で手動式のもの及び印刷機を除く。）

前四号に掲げる機器の専用の部分品及び附属品（カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。）

八四五五のうち

計算機（手動式のを除く。）の部分品

金銭登録機の部分品

タイプライターの部分品

簿記会計機の部分品

せん孔カード式統計会計機械の部分品

せん孔カード式統計会計機械の部分品

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一〇%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一〇%

八四五六のうち

謄写機、あて名印刷機その他これらに類する印刷機の部分品

一五%

八四五七のうち

選別機、分離機、洗浄機、粉碎機及び混合機（固形、粉状又はペースト状の土壤その他の鉱物材料の処理に用いるものに限る。）、造塊機、型込機及び成形機（粉状又はペースト状の固体鉱物燃料、セラミックペースト、セメント、石膏^{こしょう}その他の鉱物材料の処理に用いるものに限る。）並びに鑄物用砂型の製造機械

コンクリートミキサー

れんが製造機

ニューマチックマシン

鉄鋼製のロール（重量が一、〇〇〇キログラムをこえるものに限る。）

液圧プレス及びその部分品

一五%
一五%
一五%
一五%

板ガラス製造機械その他のガラス製品製造機械（冷間加工用のものを除く。）及び白熱電球、放電燈、電子管その他の電球類の製造機械でガラス部分との組立てをするもの

真空管用の自動ブローイングマシン

鉄鋼製のロール（重量が一、〇〇〇キログラムをこえるものに限る。）

液圧プレス及びその部分品

一五%
一五%
一五%

八四五九のうち

機械類（他の号に掲げるものを除く。）

一 プレス、モールドイングマシン、ニーディングマシン、押出機及びこれらの部分品のうち

合成樹脂加工用のエクストルuder

一五%

合成樹脂加工用のトランスファーマーモルディングマシン	一五%
合成樹脂加工用のインジェクションモルディングマシン	一五%
連続式ゴム絶縁機	一五%
液圧プレス及びその部分品	一五%
二のうちより線機及びその部分品	一五%
三 貯蔵タンクその他これに類する容器（機械装置又は加熱若しくは冷却の装置を有するものに限る。）及びこれらの部分品のうち	一〇%
鉄鋼製の無水式ピストン型ガスホールダー及びその鉄鋼製部分品	
七 その他の機械類及びその部分品	
(一) 機械類のうち	
ドロマイト投射機	一五%
自動コイル巻機	一五%
重合タンク	一五%
密閉式連続マーガリン製造機	一五%
ベレット飼料製造機	一五%
ニューマチックマシン	一五%
(二) 機械類の部分品のうち	
鉄鋼製のロール（重量が一、〇〇〇キログラムをこえるものに限る。）	一五%
コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び自動調整弁を含むものとし、	
管、ボイラードラム、貯蔵タンクその他これらに類する物品に用いるものに限	

る。)

鉄鋼製、銅製、黄銅製又は青銅製のもの（貴金属を用いたもの、金属をめつぎしたもの並びに減圧弁、自動調整弁その他これらに類する機械式弁及び車両用の弁を除く。）

一五%

八四六二のうち

ボールベアリング、ローラーベアリング及びニードルベアリング

一 ボールベアリング、ローラーベアリング及びニードルベアリング

二五%

二のうちベアリングの部分品（ボール、ニードル及びローラーを除く。）

二五%

八四六三のうち

伝動軸、クランク、クランク軸、カム軸、偏心軸、ベアリングハウジング、プラインベアリング、はずみ車、プーリー、クラッチ及び軸継手並びに歯車及び歯車列（摩擦車及びギヤボックスその他の変速機を含む。）

一 無段変速機及びその部分品

一五%

八五〇一のうち

発電機、電動機、変流機、周波数変換機、調相機、変圧器、整流機器、リアクトル及びチョークコイル

一 発電機

(一) 出力（クロスコンパウンド型の蒸気タービン用のものにあつては、合計出力）が三六万キロワットに満たないものうち

原動機（蒸気タービンを除く。）と結合したもの

一五%

(二) その他のものうち原動機（蒸気タービンを除く。）と結合したもの

一五%

二 電動機

(一) 重量が五〇〇キログラム以下のもの

一五%

八五〇五のうち

手持工具（電動装置を自蔵するものに限るものとし、部分品を除く。）

一五%

八五〇六のうち

家庭用電気機器（電動装置を自蔵するものに限る。）

一のうち真空掃除機、床みがき機、食物用グラインダー、食物用ミキサー及び果汁しぼり機

二 その他のものうち可搬式電気機器

一五%
一五%

八五〇八のうち

内燃機関の始動用又は点火用の電気機器（磁石発電機、点火プラグ及び始動電動機を含む。）並びに内燃機関用発電機及びこれに附属する開閉器

二 点火プラグのうち自動車用のもの以外のもの

一五%

八五〇九のうち

電気式の照明用又は信号用の機器、ウインドスクリーンワイパー、除霜機及び除霧機（自転車用又は自動車用のものに限る。）

一のうち自動車用のもの（部分品及び第八七〇九号又は第八七一一号に掲げる車両に用いるものを除く。）

三〇%

八五一一のうち

電気炉及び電磁誘導式又は誘電式の加熱機器（理化学用又は工業用のものに限る。）並びに電気溶接機器、電気ろう接機器及びこれらに類する切断用電気機器

一 電気炉、電磁誘導式又は誘電式の加熱機器及びこれらの部分品のうち

理化学用のもの

一五%

二のうち自動電気溶接機

有線通信機器（搬送通信機器を含む。）及びその部分品

八五一三のうち

無線通信機器、ラジオ用又はテレビジョン用の送信機器及び受信機（テレビジョンカメラ及び録音機又は音声再生機を自蔵する受信機を含む。）並びに航行用無線機器、レーダー及び無線遠隔制御機器（第八五一三号に掲げる機器の部分品として使用されるものを除く。）

一五%

八五一五のうち

	一 ラジヲ受信機（シャシを含む。）	
	(一) 音声再生機を自蔵するもののうち 電気蓄音機	三五%
	(二) その他のもののうちシャシ以外のもの	一八%
	二 テレビジョン受像機（シャシを含む。）	二五%
	陰極線管の映像面の最大径が五三・三四センチメートル以上のもの	三〇%
	その他のもの	一五%
	三 レーダー	
八五二一のうち	熱電子管、冷陰極管及び光電管（蒸気又はガスを封入したもの、陰極線管、テレビジョン用撮像管及び水銀アーク整流管を含む）、クリスタルダイオード、クリスタルトリオードその他の半導体素子、光電池並びに圧電気結晶素子	
	一 熱電子管のうち	
	理化学機器用のもの	一五%
	通信機器用のもの	三〇%
	三 その他のものうち理化学機器用のもの	一五%
八五二二のうち	電気機器（他の号に掲げるものを除く。）	
	理化学用のもの	一五%
八五二三のうち	絶縁電線及び絶縁ケーブル（棒状、带状その他これらに類する形状のもの、ニメルを塗布し、又は酸化皮膜処理をしたもの及び接続子を取り付けたものを含む。）	
	一のうち電力ケーブル及び通信ケーブル（鎧装ゴムケーブル及び海底通信ケー	

ブルを除く。)	一八%
二のうち合成ゴムで被覆したもの(一に掲げるもの、フレキシブルコード並びに鎧 ^が 装したケーブル及び線を除く。)	一八%
三のうちその他のもの(フレキシブルコード並びに鎧 ^が 装したゴムケーブル及びゴム線を除く。)	一八%
トラクター(動力取出し機構、ウインチ又はブリーを有するものを含むものとし、第八七〇七号に掲げるものを除く。)	二〇%
一のうち車輪式のもの(蒸気機関式のもの及び三輪式のものを除く。)	一五%
二 その他のもの(無限軌道式のもの(蒸気機関式のものを除く。) 乗用自動車(スポーツ用のもの及びトロリーバスを含む。) 第八七〇九号に掲げるものを除く。)	
一 乗用自動車(レースカー、乗用ジープ及び貨客兼用車を含むものとし、二に掲げるバス及び病人輸送車その他の特殊乗用自動車並びに無限軌道式のものを除く。)	
(二) ホイールベースが二七〇センチメートルをこえ、三〇四・八センチメートル以下のもの(うち三輪車以外のもの)	三五%
(三) ホイールベースが三〇四・八センチメートルをこえるもの(うち三輪車以外のもの)	三五%
三 貨物自動車(無限軌道式のもの及びシャトルカーを除く。)のうちストラッドルキャリアー(シャシの下に荷物をかかえ上げて運搬するものに限る。)	二七%

八七〇四のうち	トラック（ホイールベースが二五四センチメートルをこえるものに限るものとし、三輪車を除く） 積載能力が一八トン以上のもの その他のもの 原動機付きのシャシ（前三号に掲げる自動車のシャシに限る。）のうち 乗用ジープ用のもの 乗用自動車用のもの（ホイールベースが二五四センチメートルをこえるものに限るものとし、乗用ジープ用のもの及び三輪車用のものを除く。） 車体（運転台を含むものとし、第八七〇一号から第八七〇三号までに掲げる自動車の車体に限る。）のうち	三〇% 三〇% 二七% 三〇% 三〇%
八七〇五のうち	無限軌道式トラクター（蒸気機関式のを除く。）用の車体 その他のもの（無限軌道式車両用のものを除く。）	一五% 三〇%
八七〇六のうち	部分品及び附属品（第八七〇一号から第八七〇三号までに掲げる自動車に用いるものに限る。） 一 シャシのうち 無限軌道式トラクター（蒸気機関式のを除く。）用のもの その他のもの（無限軌道式車両用のものを除く。） 二 その他のものうち 無限軌道式トラクター（蒸気機関式のを除く。）の部分品 その他の部分品（無限軌道式車両用のものを除く。）	三〇% 一五% 三〇% 一五% 三〇%
八七〇九のうち	二輪自動車（機関の気筒容積が九〇一・三立方センチメートル以上のものに限る）	三〇%

八七一四のうち	る。 車両（トレーラーを含むものとし、自走式のもの及び他の号に掲げるものを除く。）及びその部分品 一 トレーラー（第八七〇一号又は第八七〇二号に掲げる自動車に用いるものに限る。）及びその部分品	二二五%
八八〇一のうち	飛行船	三〇%
八八〇二のうち	航空機（前号に掲げるものを除く。）及びロートシュート 一 飛行機 (一) 四基以上の原動機を有するもの (二) その他のもの 二 回転翼航空機 四 その他のものうちロートシュート以外のもの 部分品（前二号に掲げる機器に用いるものに限る。） 航空機（気球を除く。）の部分品（プロペラを除く。） レンズ、プリズム、反射鏡その他これらに類する光学用品（わく又は柄を取り付けたもの及び光学的に研摩してないガラス製のものを除く。）及び偏光材料製の板 めがね用のガラス レンズ、プリズム、反射鏡その他これらに類する光学用品（わく又は柄を取り付けたもので、機器の部分品として使用するものに限るものとし、光学的に研摩し	一五% 一〇% 一五% 一五% 一五% 一五%
九〇〇一のうち		一五%
九〇〇二のうち		一五%

でないガラス製のものを除く。）	
一 写真機用、映画撮影機用、映写機用、投影機用又は顕微鏡用のものうち 写真機用又は映画撮影機用のレンズ 顕微鏡用のもの	一五%
二 その他のもののうち理化学用のもの	一五%
天体観測用機器（望遠鏡、子午儀、赤道儀その他望遠鏡を主体とする機器を除く。）及びその台その他の取付具	一五%
写真機及び写真用せん光器具	
一 写真機（暗箱を含む。）	
（二）製版用、エックス線用、書類複写用又は医療用のものうち暗箱以外のもの	三〇%
（三）その他のもののうち暗箱以外のもの	三〇%
映画用の撮影機、映写機、録音機及び音声再生機（これらを組み合わせたものを含む。）	
一 撮影機、映写機及びこれらの部分品	
（一）使用フィルム幅が二〇ミリメートル以下のものうち	
映写機	二〇%
（二）その他のもののうち撮影機	二〇%
回折機器（電子式又は陽子式のものに限る。）	一五%
光学顕微鏡（写真若しくは映画の撮影用又は投影用の装置を有するものを含む。）	一五%
九〇〇六のうち 九〇一一のうち 九〇一二	
九〇〇八のうち	
九〇〇七のうち	